

(健Ⅱ40F)

令和2年4月15日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた予防接種の取扱いについて

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされたことを踏まえ、緊急事態措置の対象となった7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）及び「感染拡大警戒地域」（以下、「対象地域」という。）に居住する定期接種の対象者であって、里帰り中の者等が、居住地以外の市町村（以下、「居住地外市町村」という。）において定期接種を希望する場合の接種の実施について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部局宛て別添の事務連絡がなされました。

本件は、現在里帰り等をしている対象者が接種のために居住地へ移動することによる感染リスク等を避けるための取扱いを示したものであり、実施にあたっては下記に留意していただきたいとしております。

なお、対象者の居住地が「感染拡大警戒地域」に該当するか否かは、各自自治体に相談の上、判断していただくとのことであります。（厚生労働省に確認済み）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、居住地が対象地域であり、居住地外市町村への里帰りを延長する等の事情がある場合には、定期接種対象者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP（以下 URL 参照）に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html